

平成 27 年 1 月 16 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 27 年 1 月 16 日（金）開会：午後 0 時 59 分 閉会：午後 4 時 31 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市議員団）

八木米太郎（蒼土会）

山田ますと（公明党議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、岩下彰議長が出席、委員外議員として、やの正史議員が出席。

4 欠席者

大石伸雄（政新会）

5 傍聴議員

よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務活動費について

政務活動費の残された課題として、「タクシーの利用」、「前泊・後泊基準」、「事務所費の取り扱い」、「領収書等の証拠書類のインターネット公開」について、それぞれ各派の意見を聴取しました。

まず、タクシーの利用に関する整理内容としては、「利用した理由を必ず補記する」とする 5 会派と「視察規模により日当の金額を決め、タクシー代は計上しない」とする 1 会派に意見が分かれたため、各委員はこれを持ち帰り、再度各派の意見を用意することとなりました。

次に、前泊・後泊基準に関する整理内容としては、「職員の旅費運用指針を準用する」とすることで各派の意見が一致したため、各委員はこれを持ち帰り、この内容とすることで良いかを再度各派で確認しておくこととなりました。

次に、事務所届の取り扱いに関する整理内容としては、現在は自宅や親族等の所有

物件ではないことの確認が客観的にできないものであったため、事務局届の様式に新たに自己申告欄を設けることで各派の意見が一致しました。各委員はこれを持ち帰り、この内容とすることで良いかを再度各派で確認するとともに、事務局届（新様式）における「党派（議員名）」欄の記入方法（自主公開の際に印影を黒塗りする作業を省力化するため、自署・押印不要とすること）に対する各派の意見を用意することとなりました。また、同様式における日付の考え方について委員から質問があったため、事務局は考え方を整理し、次の委員会で報告することとなりました。

次に、領収書等の証拠書類のインターネット公開の検討について、各派の意見を聴取し、協議した結果、課題が解決されるのであれば、公開しても良いであろうとの意見で一致しました。また、他市の実施方法を参考に試算したところ、まだ確認の段階ではありますが、作業量及びサーバ容量は内部で対応可能であること、さほど大きな費用をかけずに実施できるのではないかと事務局の説明がありました。今回、実施の方向性が確認されたため、事務局において具体的な費用と作業量を検討し、その結果を踏まえて最終的な実施の判断を行うこととなりました。

次回（1月28日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（２）議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、条例及び施行規程の素案について、全議員説明会（1月9日開催）及び今回各派から提出された意見をもとに条文全体の再確認を行いました。協議の結果、次のとおり条文を改めることで各委員が了承され、1月22日開催予定の議会運営委員会に報告することとなりました。（下記は主な変更点を記載）

《 議会基本条例 》

前文における「価値多様化」について

「いまや我が国は急速な少子高齢化、人口減少、価値多様化の時代を迎えており、本市での進行はやや緩やかながらも大差はなく」との表現について、「価値多様化」が「本市での進行はやや緩やか」にかかっているように読めるとの意見があったため、「価値多様化」を削除することとなりました。

第1章総則における「質」、「資質」について

第1章総則中に、「質」、「品質」、「資質」が用いられており、表現を統一すべきとの意見があったため、第1条中の「議員の質」は「議員の資質」に、第2条中の「品質の高い政策提案」は「質の高い政策提案」に改めることとなりました。

第2条第3号における帰結部分について

第2条第3号中「市民の関心や信頼を向上させること」の帰結部分（「投票基準の変化や投票率の向上をもたらすことをいう」）は、もっと抽象的な表現の方が良いのではないかと意見があったため、あえて踏み込んだ表現とした意図を残しつつ、帰結部分を「その結果、投票基準の変化や投票率の向上につながることをいう」に改めることとなりました。

第8条における議員報酬の「自主減額」について

第8条に自主減額の協議について規定されているが、同条第1号及び第2号による場合に限定されるようにも読めるため、第8条自体を削除するか、第3号に「その他」を加えるべきではないかと意見があったため、同条の意図を考慮したうえで、事務局で総務局法制担当と協議し、その結果を報告することとなりま

した。

第 18 条第 3 項における「最小の費用」について

第 18 条第 3 項中「最小の費用」は、地方自治法第 2 条第 14 項に規定されている「最少の経費」に文言を合わせるべきではないかとの意見があったため、「最少の経費」に改めることとなりました。

《 施行規程 》

「災害発生時の対応」の追加について

条例第 2 章「議会」に対応する施行規程の条文として、「西宮市議会における災害発生時の対応要領」で決めたことを追加してはどうかとの委員長からの提案があったため、事務局案をもとに協議し、条例第 3 章「議員」に対応する表現に変更した上で、第 3 条として条文を追加することとなりました。

(旧第 4 条から旧第 7 条までは、それぞれ 1 条ずつ繰り下げ)

「一問一答制」、「反問権」の整理について

一問一答制(旧第 5 条)及び反問権(旧第 6 条)について、規定の仕方を見やすく整理し、足りない規定があれば追加すべきとの意見があったため、これらを「本会議における一問一答制及び反問権」(新第 6 条)と「委員会審査における一問一答制等」(新第 7 条)に改めることとなりました。

「会派の定義」の追加について

条例に「会派の定義」の規定がなく、どこかに規定すべきではないかとの意見があったため、「西宮市議会運営委員会に関する申し合わせ」(交渉団体及び委員会の構成の部分)を基に、施行規程において条文を追加することとなりました。

「情報公開」の追加について

条例第 8 章「情報公開」に対応する施行規程の条文として、条例第 1 3 条に規定する公開事項の公開方法を追加してはどうかとの委員長からの提案があったため、事務局案を一部変更した上で、第 9 条として追加することとなりました。

「インターネット中継」の追加について

条例第 1 0 章「広報及び意見募集」に対応する施行規程の条文として、来年度から実施を予定しているインターネット中継について規定を追加してはどうかとの委員長からの提案があったため、事務局案を第 10 条として追加することとなりました。

(旧第 8 条及び旧第 9 条は、それぞれ 3 条ずつ繰り下げ)

「常任委員会視察に対する確認事項」の追加について

「視察」について規定している旧第 9 条(新第 12 条)に、他の視察に関する申し合わせ事項も追加すべきではないかとの意見があったため、同条に「常任委員会視察に対する確認事項」を遵守する旨の規定を事務局で検討し、追加することとなりました。

(なお、上記の修正事項のほかに、技術的な点に限り、事務局において今後文言修正をさせていただく場合があります。)

次に、議会基本条例に関する今後のスケジュールについて、各委員に説明しました。

また、事務局からもパブリックコメントの実施にあたって、市政ニュースの原稿(案)及び市民配布用資料の説明がありました。

次回の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(3) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、常任委員会の複数所属について、他市における複数所属の実施状況を各委員に説明しました。人口が一定規模以上の市では実施例が少なく、実施している場合も予算委員会などに限られていること、また、本市で実施する場合にもクリアしなければならない様々な問題があることから、将来の課題とし、実施についての結論を得ずという結果となりました。

次に、反論権の定義について、協議を進めるにあたっての方向性(選択肢1:細かく反論の範囲を規定し、逆質問を認めるかどうかを決める、選択肢2:詳細な取り決めは行わず、議会の品位を損なわない範囲で自由に答弁できることとする)について、各派の意見を聴取しました。このことについて各派の意見が分かれたため、各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに各派における反論権の定義(案)を用意することとなりました。

次回の委員会で協議することとしました。

(4) 議会報告会について

議会報告会については、本日協議を行いませんでした。

次回の委員会で協議することとしました。

以 上